

## 危険木（特殊伐採）事業 仕様書

1. 三本松国有林危険木（特殊伐採）事業にあたっては、契約書及び仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。  
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 危険木伐倒作業に当たっては、残存木及び車道及び付帯施設、その他既存の工作物への被害防止はもとより、作業者並びに第三者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
  - (1) 残存木及び車道及び付帯施設、その他既存の工作物の保護のため、枝条処理を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。  
また、かかり木になった場合は、安易な方法によることなく安全に対する処置については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員等の指導のもとに実施すること。
  - (2) 強風等天候不良により安全確保が困難な場合の伐倒は行わないこと。
  - (3) 作業実施上、危険木以外の立木は伐採しないこととするが、安全上において必要な場合は監督職員の指示を受けること。
  - (4) 危険木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。
  - (5) 高所作業の対策として、各種資格を有する者又は技能講習を受けた者により安全・円滑な遂行を図るとともに、高所での作業は、ヘルメット、安全ベルト、安全ロープ等を使用し、十分な安全対策を講じること。
4. 採材、集積については、以下に留意すること。
  - (1) 伐採後は、玉切り等を行い、滑落防止のために杭を打つなど国有林内の安定した箇所存置すること。また、存置する箇所がない場合は、監督職員が指定する場所まで搬出し集積すること。
  - (2) 枝条等も、上記4.(1)のとおり実施すること。
5. 作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、作業終了後に監督職員に提出すること。
  - (1) 記録写真は、A4版の写真帳に整理して1部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
  - (2) 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。

## 6. その他

- (1) 危険木処理等事業の終了に当たっては、完了届を提出する前に各作業の漏れがないか、再度作業区域内を見回り、監督職員の立会を求めること。
- (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

本仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。